

「令和7年度男性の家事シェア促進業務」企画提案公募実施要領

1 趣旨

家庭内における家事シェアへの気運を高めるとともに、家事の外部化に対する意識変容を促すため、日用品メーカーと協同の上、県内の商業施設において啓発イベントを行うほか、家事に要する時間そのものを減らす選択肢の一つとして、家事代行サービスを利用した家事のアウトソーシングを提案するため、パンフレットを作成することとし、これらに係る業務について、企画提案を公募するものである。

なお、日用品メーカーについては、決定後、協議の上、発注者が指定することとする。

2 委託業務名

令和7年度男性の家事シェア促進業務

3 業務内容

「令和7年度男性の家事シェア促進業務 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、最終的な業務内容は、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

4 委託金額

4,100,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託金額には、謝金、会場借上料、ノベルティ料等を含む。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

6 受注者決定までのスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------|
| （1）募集の開始 | ： 令和7年5月15日（木） |
| （2）質問書の提出 | ： 令和7年5月23日（金）正午 |
| （3）質問書への回答 | ： 令和7年5月27日（火）まで |
| （4）参加表明書の提出 | ： 令和7年5月30日（金）17時 |
| （5）企画提案書の提出 | ： 令和7年6月13日（金）17時 |
| （6）審査結果の通知 | ： 令和7年6月下旬 |
| （7）契約締結 | ： 令和7年6月下旬～7月上旬 |

7 応募資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1）青森県の「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」の営業種目「W03」に登録されていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- （4）国又は地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けていないこと。

- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

8 質問の受付

本事業に関し質問がある場合は、次に定めるところにより受け付ける。

- (1) 提出様式
様式1のとおり
- (2) 受付期限
令和7年5月23日（金）正午（必着）
- (3) 提出先及び提出方法
「14 問合せ・企画提案書等提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。
- (4) 質問への回答方法
質問書を提出した者にメールで5月27日（火）までに回答する。また県HPに掲載する。

9 参加表明書の提出

本事業に参加する意思がある者は、次のとおり参加表明書を作成し、提出すること。

- (1) 提出様式
様式2のとおり
- (2) 提出期限
令和7年5月30日（金）17時（必着）
- (3) 提出先及び提出方法
「14 問合せ・企画提案書等提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。

10 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書を作成し、提出するものとする。ただし、A4サイズ（A3サイズのページはA4サイズに折り込むこと）、片面・カラー印刷を基本とし、本委託業務名、企画提案者名、担当者を明記した表紙を付けること。なお、期限を過ぎての提出は認めない。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
 - ② 経費見積書
 - ③ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
 - ④ 類似の業務実績がある場合はその業務実績を証明するもの（契約書の写し等）
- (2) 企画提案書の内容
 - ① 業務全体の事業計画
 - ② 業務実施体制
 - ③ 業務実施スケジュール
 - ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- (3) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (4) 提出期限
令和7年6月13日（金）17時（必着）

(5) 提出先及び提出方法

「14 問合せ・企画提案書等提出先」へ、持参又は郵送により提出すること。

(6) 留意事項

- ① 企画は1者1案とする。
- ② 提出された企画提案書は返却しない。
- ③ 採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。
- ④ 企画提案書の作成及び提出等に要した経費は、すべて提案者の負担とする。

11 審査方法及び結果通知

審査は提出期限後、「12 審査基準」により、書面で行う。

なお、企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。なお、審査に関する質問等は受け付けない。

12 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
企画提案内容	業務の目的を理解した提案となっているか。
	仕様書を満たした内容となっているか。
	家事の分担及び外部化に対する意識変容を期待できる内容か。
スケジュール	業務の円滑な執行が期待でき、実施可能な作業スケジュールか。
実施体制	委託業務内容に対応できる実施体制となっているか。
経費	経費見積が適正で、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。
業務実績	類似の業務実績を有しているか。

13 契約

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なおその際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

14 問合せ・企画提案書等提出先

青森県 こども家庭部 県民活躍推進課 男女共同参画グループ 西村

住所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-734-9228（直通） FAX：017-734-8050

メール：danjokyodosankaku@pref.aomori.lg.jp